

令和8年度 真室川校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校あげていじめの根絶を目指します。そのために、当校が積み上げてきたキャリア教育に基づく進路指導、学習指導、生活指導の充実が、特にいじめの防止、早期発見、早期対応に繋がっていくという観点に立ち、いじめ防止基本方針を策定し、それに取り組めます。

基本方針の構成

- 2 いじめ防止のための取組み
- 3 早期発見のための取組み
- 4 いじめに対する措置
- 5 ネット上のいじめへの対応
- 6 重大事態への対処
- 7 点検・評価と不断の見直し
- 8 いじめ防止年間計画

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組めます。

- ① いじめについて、教職員全員が共通理解を図ります。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。
- ③ 生徒・保護者と、いじめについての認識を共有します。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) 生徒には次のような感性や力を培い、いじめ防止に取り組めます。

- ① 培う感性や力
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
 - ウ 自他の意見の相違があっても、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
 - エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけない、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
 - オ 自己有用感、自己肯定感。
- ② 取組み内容
 - ア 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を展開します。(公開・研究授業、UDの授業研究、外部公開授業への参加など)
 - イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動や社会貢献活動などを推進します。(命の教室、校内外での地域住民へのあいさつ、全校ボランティア、花いっぱい運動、真室川祭りパレード全校参加など)
 - ウ 学級や学年、部活動等での居場所づくりや、仲間との絆づくりを推進します。(マムカップ、真校祭など)
 - エ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進します。(良い社会人になるためのチェック表など)

オ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供します。(縦割班による日常清掃、縦割班によるミーティングなど)

(3) 「いじめ対策委員会」(構成：校内一副校長、生徒保健課、学年主任 校外：P T A代表者、学校評議員代表者、S C)を立ち上げ、いじめの防止等に関する次のような取り組みを行います。

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集記録、共有

(4) 以下のような、生徒の主体的な取組みによって、いじめを防止します。

- ① 生徒会によるいじめを考える会の開催
- ② 生徒会によるいじめ撲滅の宣言
- ③ その他いじめの防止等に資する生徒会活動

(5) 家庭・地域との連携し、社会全体で生徒を見守ります。

- ① P T A総会や学年P T Aを通じて「いじめ防止基本方針」について理解を得ます。

3 早期発見のための取り組み

(1) 教職員は以下に示す「いじめ」の定義を確認し、生徒の感じる被害性に着目して対応する。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

したがって、けんかやふざけ合い、あるいは好意で行った行為であっても生徒の感じる被害性に着目していじめか否かを判断する。

(2) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねます。

- ① 生徒との信頼関係の構築に努め、教職員用チェックシート等を活用して生徒が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ② 子どもがいじめについて相談しやすい環境をつくるため、学期に一度、「いじめ実態調査アンケート」を実施します。
- ③ 毎週の生徒保健課会で生徒情報を交換し合い、いじめ等の発見に細やかに、速やかに対応します。
- ④ 面談週間を年2回設け、二者面談を充実させることにより、生徒がいじめられていることを告白しやすい環境づくりに努めます。
- ⑤ 日頃から、学校の相談窓口を周知し、一人で悩まず相談していくことの大切さを訴えていきます。
- ⑥ 保護者用いじめチェックシートや保護者アンケートを活用し、家庭からの情報収集を強化することをはじめ、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ⑦ 発達障害のある生徒や特別に配慮が必要な生徒については、日常的に行っている支援・指導に加え、いじめの被害者にも加害者にもならないようにきめ細やかな配慮を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめの情報をつかんだら、基本的には下の流れで、迅速に対応します。

①事実の把握

生徒保健課と学年が中心となり、当事者双方および周りの生徒から聞き取りを行います。

②指導体制・方針の確立

指導のねらいを明確にし、全職員に周知し、適切な役割分担を構築します。

③具体的指導・支援

ア いじめられている生徒への支援

保護し、心配や不安を取り除く支援を徹底します。

イ いじめている生徒への指導

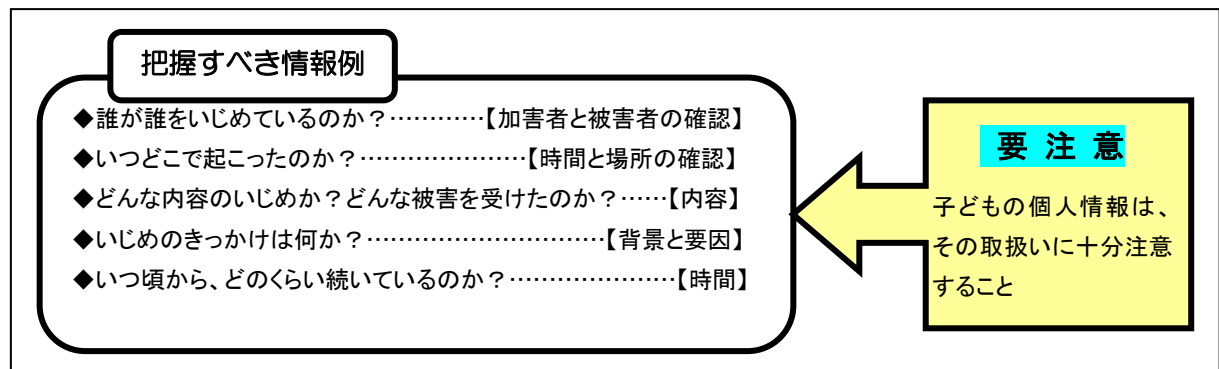
相手の苦しみや痛みを知らしめる指導を十分に行い、いじめは絶対に許されない行為であることを意識化させます。

ウ 保護者への連絡・連携

事実や対応について報告し、今後の取り組みについて協力・連携をお願いします。

④その後の対応

継続的に指導・支援を行いながら、当事者双方および周りの生徒の状況を把握する。必要があれば、ＳＣや外部の組織とも連携して対応します。



⑤いじめ解消の目安

ア いじめに係る行為が３ヶ月以上止んでいること

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(2) いじめを傍観していたり、観衆のように同調していた生徒に対しても指導を加え、いじめを許さない集団づくりに努めます。

5 インターネット上のいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の実態を理解する

① インターネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど生徒が行動に移しやすく、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・掲載された個人情報や映像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険がある。
- ・保護者、教師などの身近な大人が、生徒の利用状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。したがって、実態を把握することが難しい現実がある。
- ・一つのいじめ事案が、個人にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害、深刻な影響を及ぼす可能性がある。
- ・刑法上名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

② インターネット上のいじめの類型

- ・掲示板・ブログ・プロフでのネット上いじめ（掲示板等への誹謗・中傷の書き込みなど）
- ・メールでのインターネット上いじめ（メールでの誹謗・中傷 チェーンメールによる悪口誹謗・中傷 なりすましメール など）
- ・SNSを利用したインターネット上のいじめ（暴力行為などの動画配信含む）

(2) インターネット上のいじめの未然防止

以下のような情報モラル教育を推進します。

- ① ネット上のいじめやインターネットの利用について、生徒会で考える機会を設定
- ② 各家庭で話し合う機会を設けるようはたらきかけ
- ③ 教科教育の中での指導
- ④ 講演・啓蒙教室の開催

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

(3) 早期発見への取り組み

- ① いじめアンケートで、ネットによるいじめの情報も収集しやすいように工夫する
- ② 行政の相談窓口を積極的に紹介する

(4) 早期対応への取り組み

被害の拡大を防ぐため、迅速に対応する。徹底的な削除措置をとり、必要に応じて、法務局や警察に協力を依頼したり、援助を求めたりする。

《掲示板等へ書き込みがあった場合の具体的対応》

① 書き込み内容や掲載内容の確認

- 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。
- 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

② 掲示板等の管理者に削除依頼

- 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところから、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。
- 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

④ 警察や山形地方法務局への相談

6 重大事態への対処

重大事態の意味

- ① いじめにより当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態が発生した場合、基本的には下の流れで、迅速に対応します。

(1) 発生報告・通報

校長は、ただちに県教育委員会へ事態内容を報告し、直近の対応について、指導を仰ぎます。また重大事態が生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、ただちに所轄警察署に通報します。

(2) 調査

県教育委員会の判断で「学校主導調査組織」または「県教育委員会主導調査組織」を設置し外部専門家を含めて組織します。いじめられた生徒の立場に立ち、客観的事実関係を明確にします。生徒及び保護者に対して適切に情報提供するためにも、迅速かつ網羅的で公平な調査を行います。また、調査と同時並行的に再発防止の観点からのまとめも行います。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行います。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果等については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。
- ④ 調査結果については、県教育委員会を通じて、知事に報告します。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の、調査についての所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付します。

7 点検・評価と不断の見直し

- (1) いじめの防止、早期発見、早期対応に関する個人および学校全体の評価を行います。
- (2) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態を把握し対応したか事例ごとに PDCA サイクルで検証し、改善に取り組みます。

参考：自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。